

内閣参質九一第二〇号

昭和五十五年五月二十日

内閣総理大臣 大平正芳

参議院議長 安井謙殿

参議院議員二宮文造君提出元日赤従軍看護婦の慰勞給付金制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出元日赤従軍看護婦の慰勞給付金制度に関する質問に対す

る答弁書

一、二及び四について

旧日本赤十字社救護看護婦に対する慰勞給付金の支給は、旧日本赤十字社救護看護婦が戦地等で長期間にわたり、旧陸海軍の戦時衛生勤務に服し、苦勞されたという特殊事情を考慮して日本赤十字社が行うこととした特例的なものであり、その支給要件を御指摘のように拡大することは適當でないと考えらる。

三について

慰勞給付金の額の改定については、日本赤十字社の意向及びこの措置の運用状況の推移等を見ながら慎重に検討されるべきであるが、当面昭和五十六年度において、改定を前提とする補助金の交付は考えていない。